

名古屋北 法人会だより

No.

134

2016年 1月

[題字] 名古屋北税務署長 小笠原 誠





CONTENTS

名古屋北法人会だより No.134

年頭のあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永 和人	1
名古屋国税局 課税第二部長 栗原 克文	2
名古屋北税務署 署長 小笠原 誠	3

納税表彰受彰者	4
---------	---

税制改正要望全国大会	6
------------	---

税務相談窓口	10
--------	----

愛知県広報	14
-------	----

名古屋市広報	15
--------	----

税理士会	16
------	----

(公社)名古屋北法人会創立50周年記念事業 「ナゴヤディレクターズバンドスペシャルコンサート」	18
--	----

支部報告	20
------	----

税知識の普及 「区民まつり」	22
-------------------	----

青年部会	23
------	----

女性部会 「挑戦! 夏休み親子スタンプラリー」	24
----------------------------	----

市内9法人会合同講演会 「どうなる? 2016年の日本経済の見通し」 ～現状はどうか。リスクをどう読むか～ 第一生命経済研究所経済調査部 主席エコノミスト 永濱 利廣 氏	26
---	----

法人会事業	29
-------	----

新会員紹介	31
-------	----



年頭のごあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永和人



新年明けましておめでとうございます。

2016年の年頭にあたり会員のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

名古屋北法人会は愛知県知事認定の公益社団法人として3年を経過致しました。「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」という法人会の3本柱に、「税知識の普及と納税意識の高揚」「地域企業の発展と地域社会への貢献」の視点を公益目的事業に加えて「税の分野における公益社団法人」であることをより明確にしてまいりました。

昨年10月、愛知県の「認定後3年目の検査」も無事お受けしたところであります。

とくに昨年は、本会、支部、青年部会、女性部会の総掛かりによる記念イベントの企画・実行は「守山」「北」の両区民まつりに加え「名古屋北法人会創立50周年記念コンサート」を行い、会員だけでなく多くの一般市民の方にご参加いただけたことは公益目的として大変意義深いことありました。

これを機会に、名古屋北法人会は税の分野だけでなく「文化・芸術」に関する公益目的の事業につきましても企画実行してまいりたいと存じます。

つぎに、税と経営に関しまして法人会は全国的に平成26年より「自主点検チェックシート」取組みにより、各法人会員の税務コンプライアンスの向上をはかることとして取り組んでもまいりました。

引き続き当該取り組みの継続が「法人会員であることのメリット」であることを会員のみなさまにご理解いただき積極的なご利用をお願い致します。

つぎに、法人税・消費税・源泉所得税・申告所得税などの申告におけるe-TAX申告、ダイレクト納付の利用につきましては、一定割合まで会員のご利用が進んでいるところでありますが、目標達成までには至っていないところであり、会員各位におかれましては顧問税理士による代理送信をぜひ推し進めさせていただきたく存じます。

つぎに、全国の法人会員85万社の取り組みとして厚生事業の「3年10億增收計画」運動が行われ、28年度には3年目を迎えることとなります。

会社の役員退職金の積み立て、財務状況改善の一助、3大疾病対策、地震災害対策などで会社保険は重要ですが、法人会の団体扱いスケールメリットをご利用されているのは会員の20%強にとどまっています。

法人会の財務体質改善に繋がることでもありますのでご協力いただきますことをお願い申し上げます。

創立50年を過ぎる新たな年、2016年におきましても会員並びに本会・支部・部会の各役員のみなさまのアイデアと創意工夫を頂戴しながら「みんなが参加する活力溢れる法人会」としてまいりたいと存じます。

税を取り巻く環境は、マイナンバー制度への対応など税務行政にも今後大きな変化が生じてくると思われますが、私たち経営者はまず、自分たちの会社を繁栄させ、そして法人会の理念である3本柱と税を中心とする公益事業を誠実に実践していくということが大切であります。

会員のみなさま、地域のみなさまにとって2016年が飛躍していく年、繁栄の年でありますことを心からご祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 栗原克文



平成28年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされることを御期待申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資の増加、住宅投資及び個人消費の持ち直しにより、景気は着実に回復を続けております。

一方、経済以外の面に目を向けますと、昨年も2名の科学者にノーベル賞が授与され、中でもノーベル物理学賞は、当局の管内にありますスーパーカミオカンデから生まれた研究成果によるものであり、宇宙の謎に迫る最先端の研究を感じた出来事でした。更に、ラグビーワールドカップでは、当局の管内のチームに所属する五郎丸選手の大活躍により日本代表が歴史的な勝利を挙げたことや、国産初のジェット旅客機「MRJ」が初飛行に成功するなど、世の中の注目を集め、国民が歓喜に湧いた出来事もありました。

そして、本年は、当地域の大きなトピックスとして、伊勢志摩サミットが開催されます。風光明媚な伊勢志摩地域はもちろんのこと、豊かな自然に恵まれ、日本経済を牽引する産業が集積したここ東海地方が、世界に知られる又とない機会となることを期待しているところです。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。

このような状況の下、昨年10月から導入されました社会保障・税番号制度につきましては、納税者の皆様の利便性の向上につながるものであり、国税庁が法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、国税庁ホームページや法人会をはじめとする関係民間団体が開催する説明会を通じて、積極的な周知・広報を行ってまいりました。法人会の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

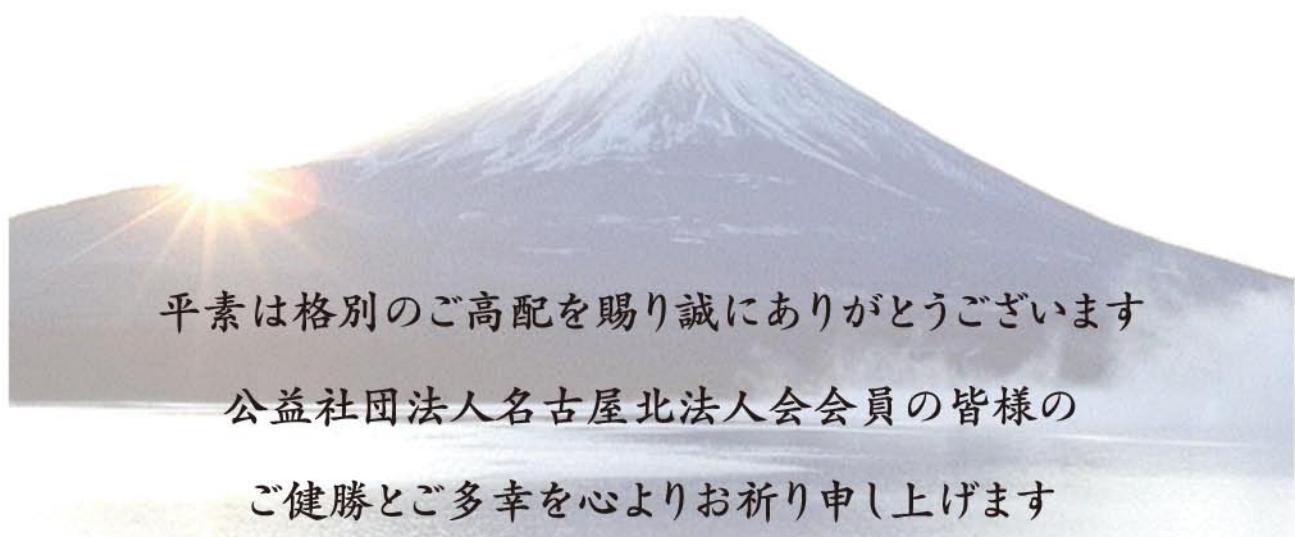
このほか、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすため、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な実地調査を実施する一方で、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税が図られるよう、実地調査以外にも多様な手法を用いて、納税者の皆様に自発的な適正申告を促す取組を進めております。

法人会におかれましては、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として、「自主点検チェックシート」等を活用した、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しておられます。この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスを向上させるものであり、国税庁の使命にも合致することから、国税庁後援事業とさせていただいており、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、4月から、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用開始が予定されております。

貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいており、深く感謝申し上げますとともに、引き続き御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



名古屋北税務署長
小笠原 誠



納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます



平成27年11月25日

名古屋北税務署長表彰

(敬称略)



石川裕高 ハートエージェンシー(株)

竹中敬治 矢田川電鍍工業(株)



平成27年11月25日

名古屋北部税務推進協議会長表彰



小川正夫 (株)オーテック

鶴見栄子 (株)中央工芸

堀田 裕 (株)中部精機製作所

国税庁長官表彰状授与

平成27年11月25日

(株)ナカシロ 徳永和人



優良申告法人の表敬状授与

平成27年11月25日

水野精麦倉庫(株) 水野 勤



平成12年に公表された具体的な優良申告法人の選定基準

原則として、過去の申告事績および調査事項に基づき机上審査に掲げる基準(4項目)のすべてに該当する法人(過去5年以内に表敬を行った法人を除く)から深度ある調査の対象に選定したもので、この深度ある調査(10項目)の結果及び資料情報に基づき基準のすべてに該当する法人が表敬基準となる。

平成28年度 税制改正要望全国大会



第32回法人会全国大会徳島大会 10月8日(木)
徳島県立産業観光交流センター(アスティとくしま)

平成28年度税制改正に 関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因となるよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するか、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

- (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 ③対象会社規模を拡大する。
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に

根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - 相続時精算課税制度の特別控除（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

2. 事業所税の廃止

- 超過課税
- 法定外目的税

その他

- 配当に対する二重課税の見直し
- 電子申告

平成28年度税制改正スローガン

● 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！

● 中小企業の力強い成長なくして、
真の経済再生なし！

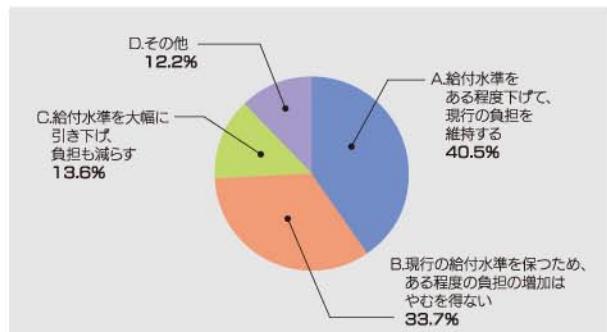
● 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、
軽減税率15%本則化の実現を！

● 中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

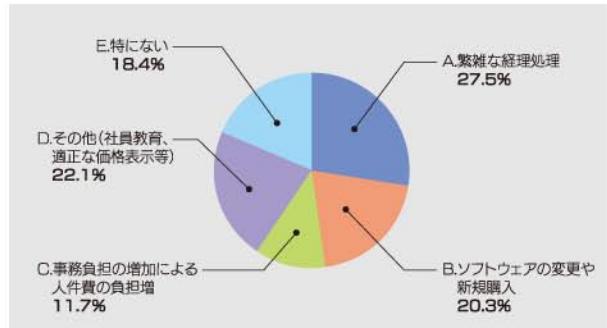
税制改正に関するアンケート調査結果

(有効回答総数 10,062社)

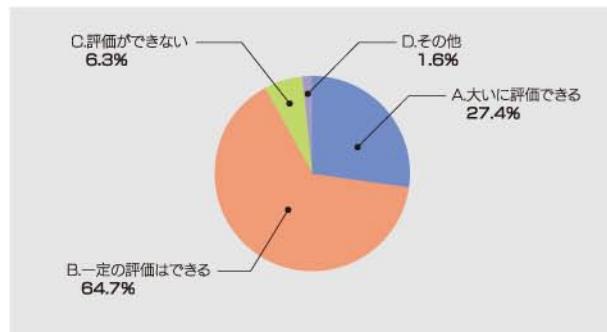
- Q1** 少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか？



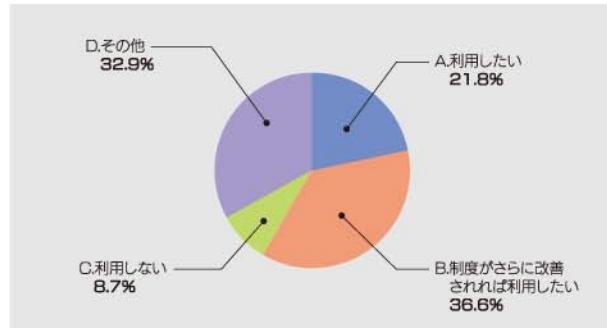
- Q2** 仮に消費税の軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点があればお聞かせください。（2つ選択）



- Q3** 今般の改正では、第一段階として法人実行税率（改正前34.62%）が平成27年度は32.11%（▲2.51%）、28年度は31.33%（▲3.29%）に引き下げられます。法人実行税率が段階的に引き下がることについてどう考えますか？



- Q4** 本年1月から、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件等が緩和されました。今後、この制度を利用したいと思いますか？



確定申告のお知らせ

○確定申告会場のご案内

【会 場】中産連ビル 2階集会室

【所 在 地】名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【相 談 期 間】平成28年2月12日(金)～3月15日(火)

(注) 土曜日・日曜日は除きますが、2月21日、2月28日の日曜日に限り開設します。

【相 談 時 間】午前9時15分～午後5時

(申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。)

なお、会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。)

【交通機関等】

基幹バス又は路線バス／清水口バス停徒歩約5分

名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅徒歩約7分

*当会場には、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【税務署からのお知らせ】

相談期間中は、税務署内での申告書等の提出はできますが、

申告書の作成指導は行っておりません。

名古屋北税務署 052-911-2471

電話は自動音声により案内しています。案内に従って、番号を選択してください。



税務署からのお知らせ

平成27年1月から 相続税の基礎控除が引き下げられました

相続税・贈与税についてお知りになりたい方は！

★ 国税庁ホームページで調べられます！ www.nta.go.jp ⇒

相続税・贈与税特集

★ 電話相談センターで相談できます！

税務署に電話して自動音声案内により「1」を選択した後、
相談内容に応じて番号を選択してください！



税理士をお探しの方は！

日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)
で税理士等の検索が可能です。

税務相談窓口

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですでの御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類

（給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。）

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月
施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として
源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。



平成27年10月

改正についてのQ&A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することなることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していく必要があります。

なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



 税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

法定調書の 作成・提出は、



法定調書は書面のほか、①e-Tax又は②光ディスク等(CD・DVD等)により提出することができます。

※ 法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

① e-Taxによる提出

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

なお、e-Taxを利用する場合には、事前の届出が必要です。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

※ e-Taxの利用に当たっては、e-Taxホームページからダウンロードしてパソコンにインストールし使用するe-Taxソフト(通常版)のほか、Web上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト(WEB版)も提供しています。e-Taxソフト(WEB版)については、裏面をご覧ください。

イータックス で **検索**  (www.e-tax.nta.go.jp)

② 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です(e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。)。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。



国税局・税務署

平成27年10月

e-Taxソフト(WEB版)でCSV読み込みが便利!

- e-Taxソフト(WEB版)は、e-Taxソフト(通常版)のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成したCSVファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Taxソフト(WEB版)で作成できる法定調書(及び同合計表)
 - ・給与所得の源泉徴収票
 - ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(社会保険診療報酬基金用)
 - ・不動産の使用料等の支払調書
 - ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



まず、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)にアクセスし、
「e-Taxソフト(WEB版)(ログイン)」をクリックします。

CLICK!!



e-Taxを初めて利用する方は①から開始届出書の作成・提出をしてください。

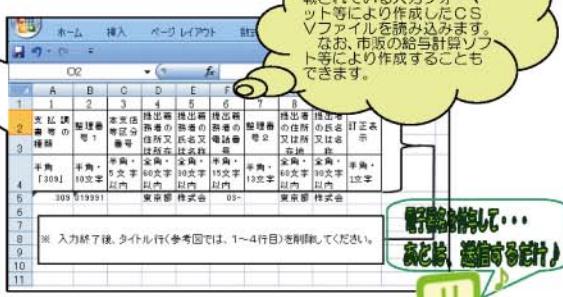
既にe-Taxをご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



源泉徴収、支払調査書の作成	
作成概要	作成/CSV読込
給与所得の源泉徴収票・特別徴収票	[選択]
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査書	[選択]
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査書(社会保険診療報酬基金用)	[選択]
不動産の使用料等の支払調書	[選択]
不動産等の譲受けの対価の支払調書	[選択]
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	[選択]
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	[選択]

「読み込」ボタンを選択し、提出する法定調書のCSVファイルを読み込んだ後、
「次へ」ボタンを押します。
その後、法定調書合計表を併せて作成します。



- (注)1 一度にe-Taxソフト(WEB版)で読み込める法定調書のデータ件数の上限は、5,000件かつデータサイズ1OMBとなっています。
- 2 インストールしたe-Taxソフト(通常版)を利用して法定調書を作成することも可能です。
- 3 e-Taxで法定調書等を送信する場合は、電子証明書(電子署名)の添付が必要です。



* 画面は平成27年8月現在の情報に基づいて作成しています。

愛知県税だより

「あいち森と緑づくり税」について(お知らせ)

愛知県では、本県の森と緑を県民共有の財産と位置づけ、県内の「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり事業」を10計画で実施しています。

この事業の財源である「あいち森と緑づくり税」の当面の課税期間は、平成25年度までの5年間としておりましたが、県内の森や緑の状況や事業に対する意見、要望などを踏まえ、「あいち森と緑づくり税」の課税期間を5年間(平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分まで)延長することとしました。

なお、この「あいち森と緑づくり税」は、法人の皆様につきましては、法人県民税均等割の税率の特例(超過課税)として御負担いただいております。

また、個人の方につきましては、個人県民税均等割の税率の特例(超過課税)として、一律年額500円を御負担いただいております。

愛知県における法人県民税(均等割)の税率

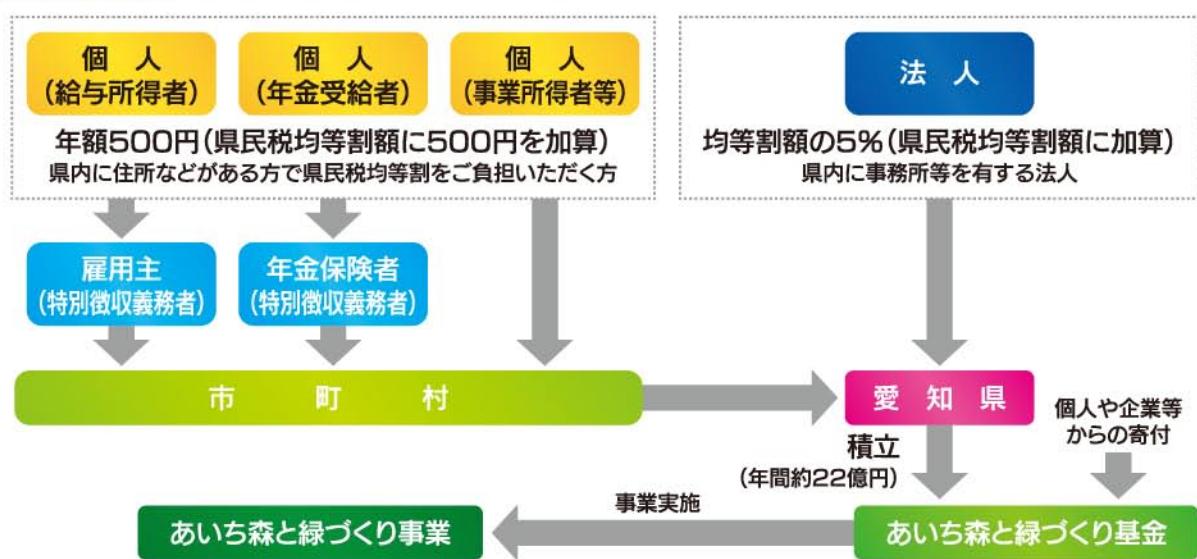
均等割額の5%相当額（従前の法人県民税均等割額に加算します。）

資本金等の額	従前の均等割額 (年額)	あいち森と緑づくり税 (年額)	納める均等割額 (年額)
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

納める方法 従前の県民税均等割額に加算して納めていただきます。

適用期日 平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度

税の仕組み あいち森と緑づくり税の仕組み



お問い合わせ先 名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ 電話052-531-6304

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成27年中に給与等を支払ったかたは「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

- 提出範囲 (1)平成28年1月1日に給与等の支払いを受けているかた
(2)平成27年中に退職されたかたで支払金額が30万円を超えるかた
(退職されたかたで支払金額が30万円以下のかたについても提出のご協力をお願いします。)
- 提出先 平成28年1月1日(退職された方は退職時)に
○名古屋市内に住所のあるかた 名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
電話 (052)957-6930 FAX (052)957-6934
○名古屋市外に住所のあるかた 各市(区)町村の住民税担当課(係)
- 提出期限 平成28年2月1日(月)(なるべく1月20日(水)までにご提出をお願いします。)

個人番号(マイナンバー)等の記入について

給与支払報告書については、平成28年度提出分は個人番号(マイナンバー)等の記入の必要はありません。

提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書の提出を地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し電子申告することができます。
給与支払報告書を電子申告で提出いただいた場合は、5月の特別徴収税額決定通知書送付の際に、特別徴収税額通知をデータでも提供しています。是非ご利用ください。
※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」(末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」)です。ご注意ください。
「eLTAX」を利用されているかたは、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。
詳しくは「eLTAX」ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

名古屋市は個人住民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成28年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、市税事務所へ申告してください。
提出期限 平成28年2月1日(月)

提出先 栄市税事務所固定資産税課償却資産係 〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)
電話 (052) 959-3309 FAX (052) 959-3319

平成28年度の償却資産申告書から、法人番号(13桁)を記入していただくこととなりました。ご協力よろしくお願いします。

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

- ▽ご利用いただける市税 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)
▽お申込み手続き 「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。
▽取扱金融機関 市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
※一部、愛知県内の店舗に限って取扱いが可能な金融機関がありますので、ご注意ください。
▽口座振替・自動払込みできる預貯金 普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金
▽振替の開始 おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。
※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。
▽振替日 各納期の最終日、前納(1年分)の場合は、第1期の最終日です。
▽問い合わせ先 名古屋市市税収納事務センター 〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
電話 (052)957-6931 FAX (052)957-6934

医療費控除について

名古屋税理士会名古屋北支部 河合太輔

医療費を一定額以上支払った場合に適用される医療費控除という制度をご存じでしょうか?確定申告をすることで控除を受けることができます。今回は医療費控除について説明します。

対象となる医療費には次の要件があります。

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費であること。
その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

ここでいう医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療のための費用であり、保険診療か自由診療かは問いません。治療により視力を矯正する視力回復レーザー手術（レーシック手術）は医療費控除の対象となりますですが、近視や遠視などの矯正のために購入する眼鏡は視力を回復する治療ではないので、医療費控除の対象となりません。

生命保険会社等へ給付金等を請求する際の提出書類等として使用される診断書の作成に係る文書料、ビタミン剤などの病気予防や健康増進のために購入したものは、治療のための費用ではありませんので、医療費控除の対象となりません。基本的にインフルエンザの予防接種も治療ではないため、医療費控除の対象となりません。

同様の考え方により健康診断や人間ドックの費用も医療費控除の対象となりますが、診断の結果、重大な異常が見つかり、治療を受ける事となった場合には、健康診断や人間ドックの費用も医療費控除の対象となります。

また介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用は、医療費控除の対象となります。

医療費控除は、実際に医療費を支払った年の分が対象となります。年内に治療を受けて翌年に支払いをした場合は、治療を受けた年の控除対象にはなりません。

また、歯科ローンを利用した場合は、信販会社が立替払をした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象となります。この場合の金利や手数料相当分は控除の対象なりません。

医療費控除の対象となる金額は以下の式で計算します。対象となる医療費が10万円未満でも控除を受けられる場合があります。



$$\text{支出医療費} - \text{保険金等} - \text{総所得金額等} \times 5\% \text{と } 10\text{万円の少ない方} = \text{医療費控除額(200万円限度)}$$

算式にある保険金等とは、生命保険契約などで医療費の補てんを目的として支給される入院費給付金、健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。

この保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引できません。

医療費控除を受けるには確定申告書を提出することが必要です。確定申告書に必要事項を記載し、医療費の領収書及び医師の証明書等を添付するか、確定申告書を提出する際に提示します。

e-Taxを利用する場合には、添付書類の提出を省略できる場合があります。



	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
治療	医師に支払った診療費、治療費 治療のためのあんまマッサージ、はり、お灸、柔道整復の費用 虫歯の治療、金歯・義歯の費用 治療としての歯列矯正	医師等に支払う謝礼金 ホクロの除去などの美容整形費用 歯石除去のための費用 美容のための歯列矯正
通院・入院	電車、バス等が利用できない場合のタクシー代 入院の対価として支払う部屋代や食事代	通院のための自家用車のガソリン代、駐車料金 自己都合による差額ベッド料金
出産	妊娠中の定期検診や出産費用 助産師による分娩の介助料	出産するために実家に帰省する交通費 無痛分娩講座の受講費用
その他	一定の介護サービス費用 おむつ代(医師の証明書が必要)	通常の眼鏡、コンタクトレンズの購入費用 空気清浄機の購入費用 インフルエンザの予防接種費用

上記の表は医療費控除の対象となるものとならないものの一例です。

確定申告で医療費控除を受ける際は、参考にしてみてください。

創立50周年記念

(公社)名古屋北法人会創立50周年記念事業



ナゴヤディレクターズバンドスペシャルコンサート

9月12日(土) 18:00~20:00 中電ホール



平成27年9月12日、名古屋北法人会の創立50周年（社団化40周年）記念事業として吹奏楽団「ナゴヤディレクターズバンド」による記念コンサートが東区中電ホールにおいて開催されました。

当日は400名収容の会場に法人会関係者293名と一般市民81名、計374名のみなさんがつめかけ、楽団員40名が奏でる吹奏楽演奏の迫力といずれの曲もレベルの高いプログラム演奏となった第一部「お子様＆ファミリーで楽しい吹奏楽」、第2部「吹奏楽で聴く映画＆ドラマ音楽」の各曲を堪能しました。

とくに第1部では「アナと雪の女王」メドレーに始まり、「妖怪ウォッチ・ゲラゲラポー」「となりのトトロ」よりの演奏では、軽妙な司会で聴衆を引き付けるシンガー「久保洋一」さんのオペラなみの歌声が加わり場内はファンタジーな世界へと盛り上がりを見せました。

当会の徳永和人会長あいさつをはさんで始まった第2部では、かつて誰もが口づさんだ映画音楽を堪能し、大河ドラマ篤姫と官兵衛のテーマでは迫力あるレベルの高い演奏に感動の拍手がつづきました。

東日本大震災を支援する曲「花は咲く」では北法人会の“男女4人”もステージ上で“歌手”となり聴衆全員での大合唱でコンサートはアンコール曲をへてフィナーレとなりました。

支部報告

活動レポート

見学研修会



10.21 杉村・大杉・清水支部合同見学研修会
浜岡原子力発電所見学



10.24 若葉・北陵支部合同見学研修会
清里方面



11. 2 守山・小幡・大森・森向支部合同見学研修会
焼酎藏見学・南木曽方面

10.17 楠支部見学研修会
浜岡原子力発電所見学

11. 2 上飯田・山田・大曾根支部合同見学研修会
国盛酒文化館・半田赤レンガ建物見学
知多半島方面

法人会だよりに掲載されている支部見学研修会／女性部会見学研修会集合写真がホームページよりダウンロードできます。

名古屋北法人会ホームページ <http://www.kitahou.or.jp/>

お知らせの下部分のダウンロードサービス(会員限定)クリック

会員の皆さまへ

各部会の活動記録の写真のダウンロードサービスを開始いたしました。ご希望の方は下記の事務局までご連絡ください。
[>ダウンロードサービス\(会員限定\)](#)

[ID / パスワード ユーザー名 (U) : kitahou パスワード (P) : 9153886]

ご不明な点がありましたら事務局までお問い合わせ下さい。



研修会

9. 8 杉村・大杉・清水支部合同税務研修会
 11. 5 金城西・若葉・北陵支部合同税務研修会
 11. 11 楠支部税務研修会

1) 27年度税務改正のポイント
 2) マイナンバーについて
 3) 自主点検チェックシートの活用について

名古屋北税務署法人課税担当官殿
 名古屋北法人会 重山専務理事



講演会

11.24 守山7支部合同教養講演会 守山スポーツセンター

「ここまでやるか！ ほんまもんのサービスはこれや！」
 (株)日本旅行西日本営業本部個人旅行営業部担当部長／旅行添乗員
 おもしろ旅企画『ヒラタ屋』代表 平田進也 氏

◇どうしたらお客様に喜んで頂けるか、どうしたらリピーターになつて頂けるかを試行錯誤している内にヒラタファンが2万人を超えていた過程を、客の心を掴む心得を交えておもしろおかしく話された笑いの絶えない講演会でした。



役員会

8. 19 金城西支部	9. 14 小幡支部合同	10. 6 瀬古支部
8. 19 大森・森向支部合同	9. 16 守山北支部	10. 7 金城西支部
9. 7 守山7支部長会議	9. 18 大杉支部	10. 9 大森・森向支部合同
9. 8 杉村支部	9. 18 楠支部	10. 16 みどり支部
9. 8 大杉支部	9. 29 北陵支部	11. 11 楠支部
9. 8 清水支部	10. 2 守山支部	

税知識の普及

区民まつり

守山区区民まつり 元気まつり守山

守山区三菱電機グランド

9月27日(日)



2015年9月27日、元気まつり守山にて、大人税金クイズ・小学生対象の指さし税金クイズ・サイコロゲームという事業を名古屋北法人会としてブースを設けて開催してきました。

この守山区民まつりは来場者が大変多くて、毎年とても大盛況になります。今回も大変多くの方がブースに寄って下さり、予定していた商品が早い段階で切れてしまう程でした。

このような機会を通して名古屋北法人会の活動を知って頂き、興味を持って頂くことが大切だと、スタッフ一同が身を持って感じる日でもありました。

北区民まつり・守山区民まつりは、来年度も引き続き参加を予定しています。

北区区民まつり きた・きたフェスタ

北区八王子中学校グランド

10月18日(日)



2015年10月18日、きたきたフェスタにて、スピード税金クイズ・小学生対象の指さし税金クイズ・子ども○×税金クイズ大会という事業を名古屋北法人会としてブースを設けて開催してきました。

スピード税金クイズでは、3問の税金に関する問題を解いてクジに参加して賞品があたるというイベントです。中学生以上ならどなたでもご参加頂けます。そして、小学生対象の指さし税金クイズは、税金に関する内容をイラストで表現したパネルの前で北法人会スタッフが子供たちに税金についてのクイズを出していくきます。子供たちはイラストを見て説明を聞きながら、楽しく税金について学んでいきます。子ども○×クイズ大会では、○×形式の税金クイズを開催。最後の一人になるまでクイズを行います。優勝者には豪華賞品（今回は新作3DSLL）授与されました。

天候が良く真夏の様な日でしたが、大変多くの方にご参加頂けました。

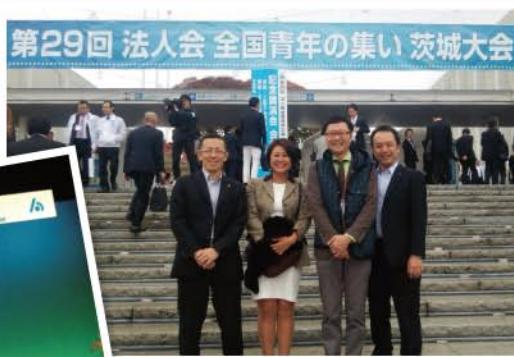
青年部会

活動レポート

事業活動

11.19~20

第29回法人会全国青年の集い
(茨城大会)



11月19日から開催されました、第29回法人会青年の集いに参加してきました。今年の開催場所は茨城県水戸市でした。19日は租税教育活動についてのプレゼンテーション大会が行われました。全国から選出された青年部会の方々が実際行っている活動を皆様に発表する内容でした。愛知県からは、半田法人会青年部会の方々が発表をされました。どの単位会も内容が大変凝っていて、甲乙付けがたかったのですがその中でもとても個性的な会が1位になりました。広島から来た方々でその内容は「ラップだ税!」なんと租税教育活動に若者の音楽であるラップを取り入れ、楽しく勉強して知識を身に付けてもらうというものでした。生でラップ演奏?というのでしょうかパフォーマンスを披露され、そのあまりのインパクトの強さに会場が大いに沸きました。

そして、翌日は大会本番です。参加者もさらに増え水戸市内が青年部会で埋め尽くされてしまったような雰囲気でした。旅の最後に水戸市來た記念にと少し観光にも行きました。場所は、偕楽園という公園です。この公園は、国の史跡及び名勝に指定されており、隣接する千波湖周辺の拡張部を含めた「偕楽園公園」は、都市公園としてニューヨークのセントラルパークに次ぎ世界第2位の面積を持つそうです。また伝統的に、岡山市の後楽園や金沢市の兼六園と並んで日本三名園の一つに数えられてきた、というとても由緒正しき公園です、この公園をじっくり散策し水戸観光を楽しみました。

青年の集いに参加するといつも感じるのですが、全国から来た多くの方と知り合うことができることと同時に色々な刺激を受けることもできます。百聞は一見にしかずと言います、是非次回はご参加をお勧めいたします。

来年度の地は、旭川です。

情報交換会

8.27 第33回青年部会情報交換会 銀座アスター名古屋賓館

10.29 第34回青年部会情報交換会 焼肉 美樹園栄店

役員会

8.17 9.4 名古屋会議第2回合同会議 9.24 10.5 名古屋会議第3回合同会議

10.22 11.25

女性部会

活動レポート

事業活動

- 9.15 税に関する作文の審査 名古屋北税務署
- 9.27 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド
- 10.18 北区区民まつり協賛 北区八王子中学校グランド
11. 9 「税を考える週間」街頭宣伝
黒川バスターミナル・アピタ北店・ジャスコ守山店



見学研修会

9月17日、女性部会総勢36名で静岡方面へ見学研修会に出かけました。

まず始めに訪れたのは資生堂掛川工場の敷地内にある資生堂企業資料館と美しい建築フォームのアートハウス。資料館には明治5年創業以来の同社の化粧品や宣伝物および美術コレクションが展示されており、品々から醸し出される美しさと魅力を堪能しました。

ランチは「葛城北の丸」。お食事と共に日本建築の美しさ、空間の美しさを満喫しました。

お腹も満たされたところで次は大塚製薬袋井工場を見学しました。袋井工場ではポカリスエット500mlのボトル成型から充填工程までの過程を見学することができました。廃棄するものを最小限にする為設計されたエコボトルを生産する等、環境配慮に取り組む姿勢に感銘を受けました。

最後に「うなぎパイ」で有名な春華堂が手掛けたスイーツコミュニティ「ニコエ (nicoe)」に行きました。美しいデザインスペースを楽しみながらお土産購入に勤しみ（笑）1日満載スケジュールの締めくくりとなりました。

毎回楽しみながら、様々な企業の理念に触れることができる見学研修会、今回も豊かなご縁をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

（広報委員 林 美支子）



役員会

9.15

10.14

11.19

挑戦！ 夏休み親子スタンプラリー

このたびは、夏休みに開催しました事業のご報告を申し上げます。

名古屋北法人会女性部会は青年部会との共催で、「夏休み、親子税金教室スタンプラリー」を企画いたしました。

かねてより、女性部会としてできる租税教育推進事業は何か?と、首をひねっていた部会役員の面々。

そこで発想の豊かな属部会長がひらめきました。北税務署管轄区域の国道41号線の南北のラインでつながる行政機関の数々、しかも北法人会もライン上に所在します。「このわかりやすいルートを使って、小学生のスタンプラリーなぞやったら面白いのではないか?ついでにそれを夏休みの自由研究に仕上げちゃえ!」その発想を具体化して実現したのが、初挑戦となった今回の企画でした。期せずして、今年は国道41号線が「ノーベル街道」としても有名になり、ひょっとしてひらめきじゃなく計画的?と思わせるほどタイムリーな企画となりました。(笑)

さて、スタンプラリー当日は、8月4日(火)夏休み中でも、確実にトップ10に入る気温の日でした。朝から約5時間で、**北法人会→北区役所→北警察署→北消防署→北図書館・北文化小劇場→北税務署**をまわり見学、各担当者さんの説明を伺ってスタンプをもらいます。猛暑の中でしたが、どこの部署でも、みなさまとても感じの良い対応をしてくださいり、暑さにバテ気味の子どもたちの心をほぐしてくださいました。警察では白バイにまたがったり、消防署では消防車の中身を見せていただいたり、税務署ではお約束の「なんちゃって1億円」(レプリカ)を持ってみたり…ふだん、滅多にできない体験ができたと思います。

すべて始めてづくしの催しではありましたが、酷暑に負けず参加してくださった親子さん、行政担当者様のさわやかな対応、女性部会・青年部会参加者の笑顔のご協力のおかげを持ちまして、なんとか無事、成功裏に終わったことをご報告させていただきます。心より感謝いたします。

今回の反省点を踏まえて、また事業を継続してまいりますので、みなさまのご支援を切にお願い申し上げます。

(事業委員 日比野由美子)



市内9法人会合同講演会

「どうなる? 2016年の 日本経済の見通し」 ～現状はどうか。リスクをどう読むか～

講師／第一生命経済研究所経済調査部 主席エコノミスト
永濱 利廣 氏

日時／平成27年9月1日（火）午後1時30分
会場／日本特殊陶業市民会館



プロフィール

1971年栃木県生まれ。
1995年早稲田大学理工学部卒業、第一生命保険入社。
2005年東京大学大学院経済学研究科修士課程修了。
第一生命経済研究所経済調査部副主任研究員、主任エコノミストを経て現職に至る。
「モーニングバード」「ニュース深読み」「情報ライブミヤネ屋」他、
テレビコメンテーターとして出演、わかりやすい解説は大評判です。
著書：「経済指標はこう読む」「日本経済のほんとうの見方、考え方」図解ピケティの「21世紀の資本」他 多数

緩やかに回復基調

この2週間で世界経済は中国の減速によって大きく動いています。今日会場で配布した資料は、印刷の都合上2週間以上前に用意したものですので、それをお断りして、お話をさせていただきます。

結論から言いますと日本の景気は比較的良好と考えています。

日本の実質GDP4～6月期はマイナス成長でしたが、7～9月期はプラスに転じると予想します。特に製造業のウエイトが大きい中部地方は好調に推移、日本経済全体の先行きを占う状況になっています。

日本全体ですが、直近で上向きになっているのは電子部品（半導体）が好調です。秋に発売されるiPhoneの新製品向けの部品を国内で急激に増産しているからです。

設備投資と輸出が牽引役

しかし日本全体が良いわけではなく、強いところと弱いところがまだ模様です。

牽引役の設備投資は前年比プラス6%で計画されています。愛知県の設備投資は前年比29%以上のプラスです。

もう一つの牽引役は財サ輸出（モノ＋サービスの輸出）で、外国人観光客が日本でお金を消費する「サービスの輸出」が増加しています。

外国人観光客は、アベノミクスが始まる2012年までは年間約800万人でしたが、2014年には1300万人、今年は1800万人を超えると予想され、2016年には政府が東京オリンピックまでに目標とする2000万人を超えると思います。

外国人観光客が増えた最大の理由は、今年1月に中国人向け観光ビザの発給要件が緩和されたからです。ブラジル人、モンゴル人向けの発給要件も緩和していますし、将来的にはインド人向けの要件も緩和されますからもっと観光客が増えると思います。

中国経済の減速とアメリカの利上げ

モノの輸出ですが、中国を含めアジア向けが良くありません。アメリカ向けは4～6月期は下がったのですが、今後は堅調に行くと思います。最大のリスクは中国経済です。

いま中国経済は日本を抜いて世界第2位、GDPで日本の2倍以上になっています。世界のGDPの約15%を占める中国が減速すると、日本への直接的な悪影響よりも間接的な影響が大きいです。日本の輸出の約20%がアメリカ向け、2番目が中国で18%ほどですが、例えば韓国や東南アジアはもっと中国に輸出しています。中国はエネルギーの消費量が世界第1位なので、エネルギーを輸出している資源国のダメージも大きいです。

もう一つのリスクは、いま世界的に株価が暴落していますから先送りになるかも知れませんが、将来アメリカが利上げをするのは確実です。基軸通貨のドルの供給量が減るということですから、困るのは経常赤字の国で、新興国にとっては厳しい状況になります。

反面、中国の経済が減速すると原油価格が下がるので、日本のように海外から原油を輸入している国はプラスになります。さらにアメリカが利上げをしてドル高円安になると、日本経済全体で考えればプラス効果のほうが大きく、特に製造業のウエイトの高い中部地方は恩恵を受けやすいと思います。

今回の株価暴落

中国の経済指標はそこまで悪くなっていないのに、今回どうしてこんなに株価が下がっているのか。

中国は、年明け以降、金融緩和や利下げなど矢継ぎ早に景気対策をして、その効果がようやく秋口頃に出てくるかと思っていたときに、勝手に株をバブルにして崩壊させたり人民元の切り下げをしたりしたので、市場関係者はリスク性の高い資産から引き上げたのだと思います。株価の変動を増幅させたのは高速プログラムで、すごい勢いで自動的に売買されているので、一気に売りが膨らんだことも影響していると思います。

中国の経済は、そこまで悪くなっていないですから、実際の経済データが今月の下旬に出て反転すればマーケットの混乱は沈静化すると思います。

個人消費が伸びないわけ

アベノミクスの最大の成果は、異常な円高株安が是正されたことと、家計の収入および金融資産がものすごく増えたことですが、問題は個人消費が伸びていないことです。

- 昨年はシニア層の消費はそれなりに増えましたが年明け以降は減っています。推測ですが、エンゲル係数が高いシニア層は円安の副作用で食料費の負担が増えているのかも知れません。
- 社会保障の効率化の議論がシニア層の財布の紐を締めているかなとも思います。これまで現役世代がリタイア世代を支える構図でしたが、これからは世代内で支え合いをする方向に進みつつあります。



そんなとき、国が家計の銀行口座を把握して預金をもっているシニアには応分の負担をしてもらうと議論されていることが報道されたのです。

- 2010年にアメリカで発表された学説ですが、社会人になった数年間に不況を経験すると景気がよくなつても財布の紐はゆるまないそうです。1990年から不況が続いたときに社会に出た世代（ロストジェネレーション）は、少し収入が増えても消費につながらないだろうというのです。

消費の伸びを期待する要素

- 「労働・資本・技術」で国の経済のポテンシャルが決まると言われます。経済学では、供給能力まで需要が追いつくことを完全雇用状態（失業率3%を切った状態）といいますが、そうなると賃金が本格的に上がります。いまの調子だと来年度中に到達する可能性があるので、給料が上がり消費が伸びるのではないかと期待したいと思います。
- 一時的な特需だと思いますが、昨年度の補正予算のプレミアム商品券が始まりました。再来年4月の消費増税の駆け込み需要もあります。また今年度、富の再分配政策として3兆円規模で補正予算が組まれると思います。
- 中国経済が減速すると原油価格が下がると思いますが、それに加え原油価格が下がる構造的な要因もあります。アメリカでシェールオイルがとれるようになり、産油国がシェアを奪われないために意図的に減産せずに価格を下げているのです。これは日本経済にとって大きな恩恵があります。ガソリン・軽油・灯油の価格が下がり、天然ガスが下がれば電気やガス料金、魚やハウス栽培の野菜・果物の価格も下がり家計の購買力を支える要因になると思います。

円安はどこまで？

日銀はインフレ率2%にいくような見込みが出てくるまで金融緩和すると言っていますから、もう少し円安が進むと思います。

1ドル120円から130円までになる可能性はありますが、来年夏に参議院選挙が控えていることと、円安で食料品の値段が上がって消費が押さえられていることもありますので、それ以上の円安にはならないと思います。

アベノミクス3本の矢の効果

【大胆な金融緩和】円安株高で一定の効果を示しましたが、これからはあまり効果は期待できません。

【機動的財政政策】初年度は真水の10兆円でしたが、今年の補正予算は3兆円程度で、大きくは期待できません。そうなると成長戦略が注目されます。

【成長戦略】短期的には効果は少ないですが、長期的に考えれば重要です。

成長戦略の目標3つ

①日本の「稼ぐ力」を取り戻す。「法人税率の引き下げ」「コーポレートガバナンス・コード」「賃金アップ」は進んでいます。「公的年金の運用方針の見直し」は、日本国債の運用比率を60%から35%にして、日本株や海外の株・債権を買って円安株高のマーケットを支えています。

②「担い手」を生み出す。50年後に1億人程度の安定した人口構造を目指しています。出生率をあげるか、優秀なロボットが活躍するか。いまは女性と外国人、シニア層に活躍してもらい労働力を維持しようとしています。

③岩盤規制の改革。「雇用・医療・農業」です。需要があるのに規制で需要が押さえ込まれている分野です。安倍首相は、経済的にパフォーマンスをあげた人が恩恵を受けられる世の中にしたいのです。デフレになると、頑張って働いてもお給料が上がりません。

【雇用】 経済が強い国は労働市場が流動的です。目まぐるしく変化する成長分野に適正なる人材が素早く労働が移動すると新しい産業が伸びるのであります。そのための起爆剤のひとつが正社員の解雇ルールの明確化です。

【医療】 団塊世代が後期高齢者になるのが2022年頃からで、医療のニーズは高まりますが、社会保障の関係で国の負担も増えることが問題です。ジェネリック薬品の利用率を上げる、シニアの過剰な診察を減らすために窓口負担金を増やすなど、社会保障の効率化が必要です。

【農業】 有力な企業が農業に参入しにくい規制があるので、それを取り払えば、第一次産業も成長産業になる余地は十分にあると思います。

来年度いっぱいまで景気がいいと思う理由

1980年代後半と足元の経済環境が非常に似ています。

1980年代後半、経済環境が良過ぎてバブルになってしましましたが、85年にプラザ合意で円が切り上げられて景気が悪くなり、政府も日銀も景気対策をして景気が上向きました。

今回も消費税を上げて景気が悪くなつたので日銀は追加の金融緩和をしました。政府も補正予算を組み、



今年も補正予算を組むのは確実です。

もうひとつ、1986年に原油価格が暴落し景気回復しています。

1986年に衆参ダブル選挙があって与党が圧勝しましたが、今回も去年末に与党が圧勝して、小泉政権以来、久方振りの長期政権になっています。長期政権のときは改革が進み期待が高まるので投資が増え景気回復が長く続くのです。

2014年の3年後に消費税増税が予定されています。消費税が上がるまでは回復が続くと思いますが、バブルになるか、ならないか。私はバブルにならないと思います。1980年後半にバブルになったのは土地神話があったからです。また生産年齢人口（現役世代15～64歳）が増えているときでしたから経済成長が過熱しやすかったです。

ですから来年度いっぱい景気は回復、消費税アップ後は一旦落ち込むでしょうが、2020年に東京オリンピックがありますから、それまでは景気はもとのではないかと思います。

マーケットは実際の経済の半年先を動きますから、少し違う動きをします。来年度前半中に株はピークアウトすると考えます。

株は公的年金のマネーで支えられている部分がありますが、来年度前半に調整が終ります。ユーロ圏の金融緩和は来年9月で终ります。アメリカが利上げをしようとしています。これらのことを考えれば株の調整の可能性が高く、再来年4月の消費増税は先送りされるかもしれませんと私は思っています。

安倍首相が一番やりたいのは憲法改正です。国民の反発のある消費増税と憲法改正と2つを通すのは難しいので、憲法改正を優先して消費増税は先送りされる可能性があり、そうなればもう少し景気回復は続くというものが私の考えるサブシナリオです。ご清聴ありがとうございました。

この記事は平成27年9月1日の講演を要約したものです。
(文責) 公益社団法人 名古屋北法人会

法人会事業

北法人会の行事

平成27年8月1日～11月30日

税務教室

税務教室（第1回）

9.14 サイエンス交流プラザ

9.16 国保組合会館会議室

9.17 国保組合会館会議室

「マイナンバー税番号制度の詳細について」

北税務署 法人課税部門担当官 殿

◇28年度から実施されるマイナンバー税番号制度

詳細研修に大変多くの方に参加頂きました。



税務教室（第2回）

10.27 「会社取引をめぐる税務Q&A」

～まちがいやすいポイント10～(法人税・消費税・源泉所得税)

名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



税務教室（第3回）

11.16 署長講演 「税務署の内部事務の変遷」

～滞納処分で隠し〇〇発見！などのこぼれ話も…～

名古屋北税務署長 小笠原 誠 殿



経営教室

8.27 「儲けとツキを呼ぶ『ゴミゼロ化』工場の秘密」

枚岡合金工具㈱代表取締役会長 古芝保治氏



講演会

11.12 「税を考える週間」記念講演会 名古屋北文化小劇場



「激動する国際情勢と今後の日本の対応」

外交政策研究所代表 立命館大学客員教授

キャノングローバル戦略研究所研究主幹 宮家邦彦氏

◇一般の方を含め 160名余りの方にご参加いただきました。

簿記教室

- | | |
|------------------|-------------------|
| 8. 7 簿記会計講座第 4回 | 9. 11 簿記会計講座第 8回 |
| 8. 21 簿記会計講座第 5回 | 9. 18 簿記会計講座第 9回 |
| 8. 28 簿記会計講座第 6回 | 9. 25 簿記会計講座第 10回 |
| 9. 4 簿記会計講座第 7回 | |

◇仕入・支払・資産の流れに沿った研修に会社の業務と重ね熱心に受講されました。毎年7・8・9月に簿記初級講座を開催しています。次回は是非ご参加下さい。



講師 税理士 水野正寛 先生

パソコン教室

- | |
|--------------------|
| 10. 8 パソコン講座 (1日目) |
| 10.15 パソコン講座 (2日目) |
| 10.22 パソコン講座 (3日目) |
| 10.29 パソコン講座 (4日目) |

◇個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。受講された方は各々ご希望の内容をご自分のペースで進めて真摯に学ばれました。



講師 平林一紀 先生

その他

- | |
|--|
| 8. 6 11.17 決算期別説明会
名古屋北税務署法人課税担当官 殿 |
| 9. 27 守山区区民まつり協賛 守山三菱電機グランド |
| 10. 18 北区区民まつり協賛 北区八王子中学校グランド |
| ◇税金クイズとサイコロゲームを催しました。税金クイズを通じて広く市民の方々に税金の啓蒙を行いました。北区区民まつりでは豪華景品が当たる小学生対象税金ミッション・○×クイズも行いました。 |
| 10. 21 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋 |



役員会

- | | | |
|-----------------------|------------|--------------|
| 8. 10 運営会議 | 9. 3 組織委員会 | 10. 15 広報委員会 |
| 8. 10 本部理事会 | 9. 7 運営会議 | |
| 8. 20 創立50周年記念事業実行委員会 | 9. 7 常任理事会 | |

新会員紹介

平成27年8月1日～11月30日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
大曾根	(医)八誠会 大曾根メンタルクリニック 北区大曾根2丁目8-1 大曾根兼元ビル1F	河瀬 久幸 934-7221	精神科医療	(医)八誠会守山荘病院(守山)
金城西	(株)リミックス 北区金城1丁目6-22 今枝ビル2F	田中 誠一 915-1585	通信業	
金城西	(株)名神工務店 北区野方通3丁目1-2	神部 淳 912-9354	総合建設業	株長岡建設(みどり) 川辺建設㈱(清水) 佐々木建設工業㈱(清水)
金城西	(株)フュージョン 北区水草町1丁目37-1	二宮いずみ 910-0015	福祉事業	日比野建設㈱
金城西	(株)ニッショーホールディングス 北区城見通2丁目10-1	加治 佐弘 912-2001	持株会社業	中京銀行守山支店(瀬古) 光洋運輸㈱(瀬古)
金城西	(株)BNN 北区田幡2丁目4-14 イトーピア城見マンション103	細江 秀臣 325-2714	制作・印刷	ユニック中部販売㈱
北陵	(有)八百宣 北区金田町6丁目14	鈴木 雅登 325-5031	青果卸売	
楠	(株)一翔 北区如意1丁目59-403	加藤 翔太 325-5541	中古機械の販売、買取	中京銀行守山支店(瀬古) 光洋運輸㈱(瀬古)
楠	ヒカリカンパニー(株) 北区六が池町484	前田 廣宣 508-5773	電気ガス業	
楠	(株)ワイエムテック 北区如意2丁目141	牛田 行紀 934-7453	電気工事業	
瀬古	(医)広充会 小島歯科 守山区幸心1丁目 717	小島 弘充 794-1184	歯科医療全般	(株)一麺
瀬古	(株)Junction 守山区鳥神町5	山本 敏夫 797-2088	不動産賃貸業	名古屋銀行守山支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
瀬古	わんわん保育園DUCA(株) 守山区金屋1丁目23-26	高橋 忍 795-5003	犬のしつけ、トリミング等	田辺(株)
守山	(株)オーダーズ 守山区小幡中2丁目4-24	生川 哲也 752-3933	旅行業	(株)芝テクノ
守山	プラチナムメディカル(株) 守山区廿軒家13-40	山科 裕貴 799-5805	医療器機・美容器機販売業	
守山	サンエス防水(有) 守山区大屋敷3-5	小澤 繁 794-5896	防水工事業	ハートエージェンシー(株)(北稜)
森向	渡部樹脂(株) 守山区天子田1丁目1401	渡部 剛也 725-8795	プラスチック加工業	大垣共立銀行守山支店(守山) (株)ナカシロ(守山北)
みどり	学校法人 河本学園 守山区花咲台1丁目502	河本 力 736-3111	幼稚園	(株)長岡建設
みどり	(株)ワイエムCC 守山区下志段味北荒田2347-3	山本 稔 736-4040	ビル清掃業	
みどり	(株)イチカワプランニング 守山区中志段味西原2773-1	市川 敦久 050-1192-6970	不動産、建設業	(有)長谷川不動産
みどり	(株)コジマ 守山区下志段味穴ヶ洞2266-152	小島 光典 726-3500	不動産仲介	(株)長岡建設
守山北	(株)名巧社 守山区川東山3005-2	阿部 新吾 726-3880	内装仕上業	瀬戸信用金庫川村支店

e-Tax利用のお願い

利用開始の手続きが非常に簡単で源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」!の利用に向けダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけばOK!

e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で届出をし、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きで簡単に始めることができます。

既にご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申しあげます。



国税庁 → 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

インターネットができるパソコンさえあれば、
誰でもすぐに始められる、ダイレクト納付から始めてみましょう！

ダイレクト納付は、どなたでも簡単に始められます。

まずは、あなたの会社とダイレクト納付の相性チェック!!

次の質問にチェックを入れてみましょう。

- インターネットに繋がるパソコンを持っている
- e-Taxには協力したいが、手続きが面倒だから二の足を踏んでいる
- 毎月、忙しい中、時間を割いて源泉所得税の納付のために銀行に出かけている
- 源泉所得税の納付を、うっかり忘れてしまったことがある

以上の項目に1つでもチェックができた方には、ダイレクト納付はお勧めです！

ダイレクト納付は、

- ① 利用開始の手続きが、とっても簡単
- ② 金融機関に行かなくても、指定した預貯金から納付可能
- ③ 納付日を予め指定しておけば、納付のうっかり忘れを予防

等々、特に、毎月の源泉所得税の納付にかかる事務削減には効果絶大です！

会員の皆様、簡単・便利なダイレクト納付の活用をご検討ください

税理士先生への代理送信依頼活動の継続のお願い

名古屋市内9法人会と連携して取り組んで参りました、会員の皆様からの関与税理士先生への代理送信の依頼を行う活動につきましては、皆様のご協力により着実に実を結び、名古屋市内のe-Taxの利用割合が向上しております。

しかし、依然として名古屋国税局管内全体の法人税等の申告に係るe-Taxの利用割合に比べて、名古屋市内のe-Taxの利用割合は低調であるようです。

国税局に協力して、e-Taxの普及・定着を推進しております法人会の会員企業の皆様におかれましては、関与されている税理士の先生に対しまして、機会をとらえて

「当社の申告は、e-Taxでお願いします」

と一言を添えていただきますよう、お願い申し上げます。

会員企業の皆様のこの一言が、利用割合の向上に繋がります。



市内合同講演会の お知らせ

日時／平成28年2月9日（火）
13:30～15:00

場所／日本特殊陶業市民会館
(名古屋市中区金山1丁目5-1)

「これからの日本経済を展望する」 ～安部政権の重要課題とその背景～

東京新聞・中日新聞論説副主幹 ジャーナリスト 長谷川 幸洋 氏

テレビ番組や対談で見せる鋭いコメントは、視聴者の疑問や不満の核心をついたものとして、高く評価されています。「朝まで生テレビ!」、「ビートたけしのTVタックル」、「ワイド!スクランブル」、「サンデーモーニング」、「そこまで言って委員会NP」などメディアに多数出演。

* 講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。(参加費無料)
* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.134

平成28年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





法人会のビジネスガード
Business Guard Series

 **AIU**保険
Member of AIG



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償 **アットワーク ハイパー任意労災**

病気入院の上乗せ補償 **ハイパーメディカル(アットワーク ハイパー任意労災(メディカル特約))**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険 STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティーガード+企業地震保険**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

地域社会に貢献する **法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO)**

海外進出企業向けサポートプラン **WorldRisk[®]**

初期のご相談から賠償金対応まで。
労務・匯用トラブルを解決します!
スマートプロジェクト

お問合せ先

AIU損害保険株式会社 名古屋支店

住所 〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦2-4-15 ORE錦二丁目ビル11階

TEL 052-857-2020 (代表)

FAX 052-857-2320

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。